

住民票の写しの注意事項

- ※ 住民票の写しは、居住地を管轄する市区町村役場で交付を受け、添付すること。
尚、外国人の場合には外国人登録原票の写しを添付すること。
- ※ 住民票の写しとは市区町村が発行したそのものをいい、コピーしたものではありません。
- ※ 住民票の写しは発行日から概ね3ヶ月以内のものを使用すること。